

ヒューマンライツ+11

どうわ もん だい ぶ ら く さ べ つ り かい ふか 同和問題(部落差別)についての理解を深めましょう

同和問題(部落差別)とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で差別を受けるという人権問題です。

結婚・就職等における差別

本人の資質や能力とは全く関係なく、同和地区出身という理由だけで、結婚や就職といった人生の大切な時期に差別が行われています。

婚約が破談になるなど、精神面や生活面に深い傷を残し、中には自ら命を絶ってしまうという悲しい事例があります。



不当な身元調査



結婚や就職の際に、調査会社を使ったり戸籍謄本や住民票を不正に取得したりして、本人の知らないところで「出身地」「家柄」等を勝手に調査する事例があります。

差別書き込み等

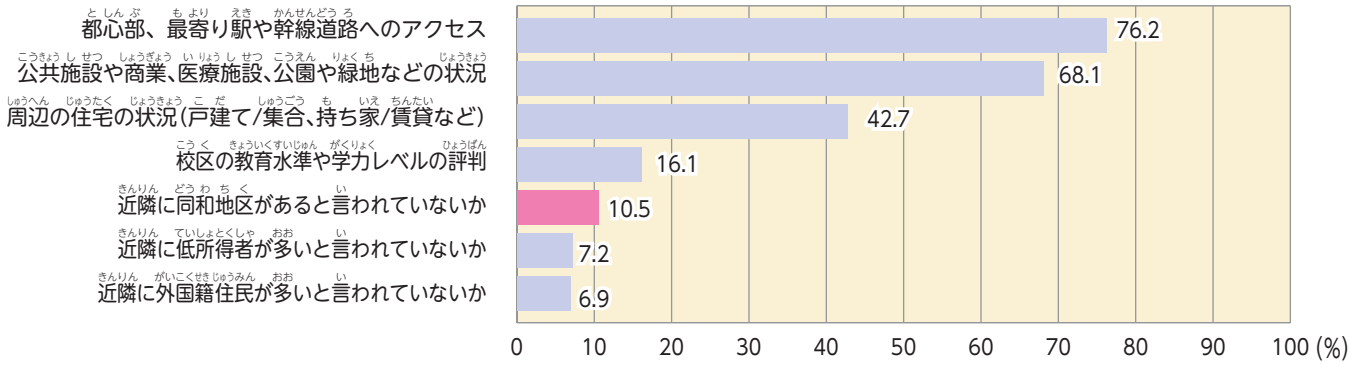
近年は匿名性を悪用した、インターネット上での差別的な書き込みが目立っています。

同和地区出身者が自ら公表しているかどうかに関わらず、第三者が本人の許可なく同和地区出身であることを暴露したり、どこに同和地区があるかを摘示したりすることは、決して許されない行為です。

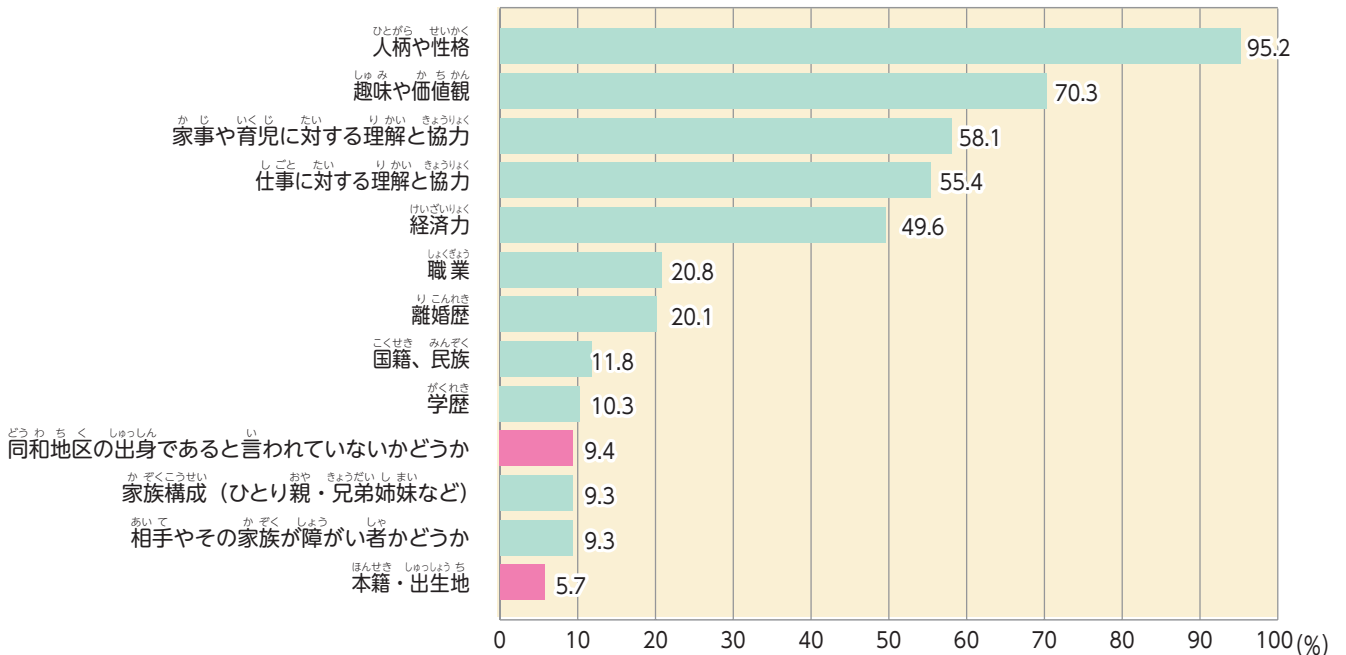
また、特定の地区が同和地区かどうか尋ねる行為も差別行為にあたります。



問 あなたが家を買ったり借りたりする際に重視する（した）立地条件は何ですか



問 あなたが、結婚相手など、パートナーを決める際に重視することは何ですか



『人権問題に関する市民意識調査（令和3年度）』より

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）とは

「部落差別」の名称を使った初めての法律です

インターネット上で部落差別を助長する書き込みが多発するなど、部落差別に関する状況に変化が生じたことを背景に、平成28(2016)年に制定されました。

現在もなお部落差別が存在するという国の認識が明確に示されました

部落差別解消のための教育と啓発の必要性が明記されました



法律の対象は、被差別部落の人々ではなく、全国民とされています

日本国憲法の理念からも、部落差別は許されないこと、解消することが重要な課題であることが示されました



令和4(2022)年3月3日は「全国水平社」創立100周年です

今からちょうど100年前の大正11(1922)年3月3日、部落差別に苦しむ人々が全国各地から京都の岡崎公会堂に集い、部落解放運動の全国的な団体である「全国水平社」の創立大会が開催されました。創立大会では、あらゆる差別からの解放や、人間としての自由と平等を自らの手で取り戻そうとする「水平社宣言」が読み上げられました。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という一節で結ばれるこの宣言は、日本で最初の人権宣言とも言われています。



ひとりで悩まないでください

人権のことで心が傷ついたとき、暮らしの中で起こるさまざまな人権問題に関して相談できます。匿名でも構いませんので、お気軽にご相談ください。



摂津市 市長公室 人権女性政策課

☎ 06-6383-1324 (直通) ちよくつう
🕒 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く

人権なんでも相談 / 摂津市人権協会 (人権女性政策課内)

☎ 06-6383-1011 (直通) ちよくつう
🕒 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 ※祝日、年末年始を除く

人権擁護委員による相談

📄 摂津市役所 新館2階 自治振興課 相談室
🕒 毎月 第2金曜日 午後2時～午後3時30分 ※祝日を除く



はつごうねんがっぴ
発行年月日

れいわ 令和4(2022)年3月

へんじゅう はつごう
編集・発行

せつし しちやうこうしつ じんけんじょせいせいさくか
摂津市市長公室人権女性政策課

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1111 (大代表)

072-638-0007 (代表)

06-6383-1324 (直通)

FAX 06-6319-5970